

一関地区広域行政組合高額介護サービス費資金貸付基金条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第26号

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第51条第1項及び第61条第1項に規定する高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費（以下「高額介護サービス費等」という。）が給付されるまでの間、介護給付費の支払いが困難な者に資金の貸付けを行うため、一関地区広域行政組合高額介護サービス費資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、200万円とする。

(貸付対象)

第3条 資金は、一関地区広域行政組合（以下「組合」という。）が行う介護保険の被保険者で、次の各号のいずれにも該当するものに貸し付けるものとする。

- (1) 高額介護サービス費等の支給申請をしているもの
- (2) 介護給付費の支払が困難と認められるもの
- (3) 介護保険料を滞納していないもの
- (4) 介護サービス計画を作成のうえ、介護サービス給付を受けているもの

(貸付金額)

第4条 資金の貸付金額は、高額介護サービス費等の支給見込額以内において、管理者が定める。

(貸付条件)

第5条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸付利率 無利子
- (2) 償還期限 高額介護サービス費等の支給を受けた日の翌日から起算して15日以内
- (3) 償還方法 全額一括償還。ただし、当該資金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

(繰上償還)

第6条 管理者は、資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正の手段により貸付けを受けたとき、又は資金を目的以外に使用したときは、資金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

(延滞利息)

第7条 資金の貸付を受けた者が、資金の償還を延滞したときは、当該償還期限の翌日から償還当日までの日数に応じ、当該延滞金額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(管理)

第8条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第9条 基金の運用から生ずる収益は、介護保険特別会計歳入歳出予算に計上して処理するものとする。

(繰替運用)

第10条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、解散前の一関地方広域連合高額介護サービス費資金貸付基金条例（平成12年一関地方広域連合条例第4号。以下「解散前条例」という。）の規定により積み立てられた現金、有価証券等は、この条例により積み立てられた基金とみなす。

3 施行日の前日までに、解散前条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。